

市第56号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第139号の11中「第3項」を「第4項」に改め、「を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第139号の12の2までにおいて同じ。）」を削り、同号ア中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「同項第1号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあつては、建築しよう」を「新築しよう」に改め、同号ア(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号ア(ウ)中「21,000円」を「25,000円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「31,000円」を「42,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「58,000円」を「69,000円」に改め、同号ア(カ)中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号ア(キ)中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号ア(ク)中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号ア(ケ)中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ウ(オ)中「31戸」を「26戸」に改

め、同号ウ(カ)中「3,400,000円」を「3,300,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の11の2中「第3項」を「第5項」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同号ア中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「同項第1号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあつては、建築しよう」を「増築し、又は改築しよう」に改め、同号ア(ア)中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(ウ)中「32,000円」を「37,000円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「46,000円」を「63,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「87,000円」を「100,000円」に改め、同号ア(カ)中「150,000円」を「170,000円」に改め、同号ア(キ)中「250,000円」を「280,000円」に改め、同号ア(ク)中「300,000円」を「360,000円」に改め、同号ア(ケ)中「320,000円」を「390,000円」に改め、同号イ(ア)中「68,000円」を「67,000円」に改め、同号イ(ウ)中「260,000円」を「250,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「510,000円」を「500,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「910,000円」を「900,000円」に改め、同号イ(カ)中「1,600,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第139号の12中「第3項」を「第4項」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の12の2中「第3項」を「第5項」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の13中「第3項」を「第4項」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第6項第6号」に改め、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の

合計数（次号から第 139 号の14の 2 までにおいて「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第 139 号の14の 2 までにおいて同じ。）を削り、同号ア(ア)中「3,000 円」を「4,000 円」に改め、同号ア(イ)中「6,000 円」を「7,500 円」に改め、同号ア(ウ)中「10,500円」を「12,500円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「15,500 円」を「21,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「29,000円」を「34,500円」に改め、同号ア(カ)中「49,500円」を「60,000円」に改め、同号ア(キ)中「80,000円」を「95,000円」に改め、同号ア(ク)中「100,000 円」を「120,000 円」に改め、同号ア(ケ)中「105,000 円」を「130,000 円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ウ(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号ウ(ク)中「1,700,000 円」を「1,650,000 円」に改め、同号ウを同号イとし、同条第 139 号の13の 2 中「第 3 項」を「第 5 項」に、「第 5 条第 4 項第 6 号」を「第 5 条第 6 項第 6 号」に改め、「第 9 条第 1 項」の次に「又は第 3 項」を加え、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、同号ア(ア)中「4,500 円」を「6,000 円」に改め、同号ア(イ)中「9,000 円」を「11,500円」に改め、同号ア(ウ)中「16,000円」を「18,500円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「23,000円」を「31,500円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「43,500円」を「50,000円」に改め、同号ア(カ)中「75,000円」を「85,000円」に改め、同号ア(キ)中「125,000 円」を「140,000 円」に改め、同号ア(ク)中「150,000 円」を「180,000 円」に改め、同号ア(ケ)中「160,000 円」を「195,000 円」に改め、同号イ(ア)中「34,000円」を「33,500円」に改め

、同号イ(ウ)中「130,000 円」を「125,000 円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「255,000 円」を「250,000 円」に改め、同号イ(カ)中「31戸」を「26戸」に、「455,000 円」を「450,000 円」に改め、同号イ(カ)中「800,000 円」を「750,000 円」に改め、同条第 139 号の14中「第 3 項」を「第 4 項」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、同条第 139 号の14の 2 中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、同条第 139 号の15中「場合」の次に「又は同条第 3 項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、同条第 139 号の16の次に次の 1 号を加える。

(139) の16の 2 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第18条第

1 項の規定に基づく市街地の環

境の整備改善に資する住宅の容

積率の特例許可申請手数料 同 160,000 円

第 2 条第 139 号の17イ(ア)中「同時申請住戸数」を「当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に

係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 48 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る申請に対する新条例第 2 条第 139 号の 13 から第 139 号の 14 の 2 までの規定の適用については、同条第 139 号の 13 及び第 139 号の 13 の 2 中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」と、同条第 139 号の 14 及び第 139 号の 14 の 2 中「合計した額」とあるのは「合計した額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とする。

提 案 理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料を改定する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 139 号の 10 まで省略）

(139) の 11 長期優良住宅の普及の

促進に関する法律（平成 20 年法

律第 87 号）第 5 条第 1 項から第

4 項
3 項までの規定に基づく長期優

良住宅建築等計画の認定申請手

数料（住宅を新築する場合で、

かつ、同法第 6 条第 2 項の規定

による申出をしない場合に限る

。）は、1 件につき建築物の住

戸の総数に応じ次に掲げる額—を

当該住戸のうち同時に申請を行

う住戸の合計数（以下「同時申

請住戸数」という。）で除して

得た額（100 円未満の端数があ

るときは、これを切り捨てる。

次号から第 139 号の 12 の 2 まで

において同じ。）とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進

に関する法律 第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる基準（新築しよ
う
号に掲げる長期使用構造等に

係る基準にあつては、建築し
よ

備が長期使用構造等とするた
めの措置及び維持保全の方法
の基準（平成 21 年国土交通省
告示第 209 号）第 3 の 1 (2)、
2 (2)、3 (2)、4 (2)、5 (2) 及び
6 (2) に定める措置又はこれら
と同等以上の措置が講じられ
たものであることに限る。）

（第 139 号の 13 及び第 139 号
の 14 において「長期優良住宅
新築基準」という。）に適合
していることについて、あら
かじめ住宅の品質確保の促進
等に関する法律（平成 11 年法
律第 81 号）第 5 条第 1 項に規
定する登録住宅性能評価機関
による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。

1 件につき

8,000 円
6,000 円

(イ) 同 2 戸以上 5

	戸以下のとき。	同	$\frac{15,000 \text{ 円}}{12,000 \text{ 円}}$
(ウ)	同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	$\frac{25,000 \text{ 円}}{21,000 \text{ 円}}$
(エ)	同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$ 戸以下のとき。	同	$\frac{42,000 \text{ 円}}{31,000 \text{ 円}}$
(オ)	同 $\frac{26 \text{ 戸}}{31 \text{ 戸}}$ 以上 50 戸以下のとき。	同	$\frac{69,000 \text{ 円}}{58,000 \text{ 円}}$
(カ)	同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	$\frac{120,000 \text{ 円}}{99,000 \text{ 円}}$
(キ)	同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	$\frac{190,000 \text{ 円}}{160,000 \text{ 円}}$
(ク)	同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	$\frac{240,000 \text{ 円}}{200,000 \text{ 円}}$
(ケ)	同 301 戸以上のとき。	同	$\frac{260,000 \text{ 円}}{210,000 \text{ 円}}$

イ あらかじめ住宅の品質確保

の促進等に関する法律第 5 条

第 1 項の規定に基づく設計さ

れた住宅に係る住宅性能評価

を受け、設計住宅性能評価書

の交付を受けた場合（アに掲

げる場合を除く。）

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。 同 $\frac{15,000 \text{ 円}}$

(イ) 同 2 戸以上 5

及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 5 項第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築する場合で、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進

に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準（増築し、又は改築しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等に係る基準にあつては、建築し

ようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第 3 の 1 (3)、2 (3)、3 (3)、4 (3)、5 (3) 及び 6 (3) に定める措置又はこれらと同等以上の措置が講じられたものであることに限る。）（第 139 号の 13 の 2 及び第 139 号の 14

の 2 において「長期優良住宅増改築基準」という。) に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき。	同	$\frac{12,000 \text{ 円}}{9,100 \text{ 円}}$
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	$\frac{23,000 \text{ 円}}{18,000 \text{ 円}}$
(ウ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	$\frac{37,000 \text{ 円}}{32,000 \text{ 円}}$
(エ) 同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$ 戸以下のとき。	同	$\frac{63,000 \text{ 円}}{46,000 \text{ 円}}$
(オ) 同 $\frac{26 \text{ 戸}}{31 \text{ 戸}}$ 以上 50 戸以下のとき。	同	$\frac{100,000 \text{ 円}}{87,000 \text{ 円}}$
(カ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	$\frac{170,000 \text{ 円}}{150,000 \text{ 円}}$
(キ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	$\frac{280,000 \text{ 円}}{250,000 \text{ 円}}$
(ク) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	$\frac{360,000 \text{ 円}}{300,000 \text{ 円}}$
(ケ) 同 301 戸以上		

のとき。	同	<u>390,000 円</u> 320,000 円
イ ア以外の場合		
(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき		
。	同	<u>67,000 円</u> 68,000 円
(イ)省略)		
(ウ) 同 6 戸以上 10		
戸以下のとき。	同	<u>250,000 円</u> 260,000 円
(エ) 同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$		
$\frac{戸}{戸}$ 以下のとき。	同	<u>500,000 円</u> 510,000 円
(オ) 同 $\frac{26 戸}{31 戸}$ 以上 50		
戸以下のとき。	同	<u>900,000 円</u> 910,000 円
(カ) 同 51 戸以上 10		
0 戸以下のとき。	同	<u>1,500,000 円</u> 1,600,000 円
(キ)から(ケ)まで省略)		
(139) の 12 長期優良住宅の普及の		
促進に関する法律第 5 条第 1 項		
から <u>第 4 項</u>		
<u>第 3 項</u> までの規定に基づく		
長期優良住宅建築等計画の認定		
申請手数料 (住宅を新築する場		
合で、かつ、同法第 6 条第 2 項		
の規定による申出をする場合に		
限る。) は、1 件につき建築物		
の住戸の総数に応じ第 139 号の		
11 ア <u>又はイ</u>		
<u>からウまで</u>		
法第 6 条第 2 項の規定による申		

出に係る建築物又は建築設備に
 応じ次に掲げる額を合計した額

を同時申請住戸数で除して得た
額とする。

(アからウまで省略)

(139) の 12 の 2 長期優良住宅の普
 及の促進に関する法律第 5 条第
 1 項から 第 5 項
第 3 項 までの規定に基
 づく長期優良住宅建築等計画の
 認定申請手数料（住宅を増築し
 、又は改築する場合で、かつ、
 同法第 6 条第 2 項の規定による
 申出をする場合に限る。）

1 件につき建築物の住戸の
 総数に応じ第 139 号の 11 の
 2 ア又はイに掲げる額と長
 期優良住宅の普及の促進に
 関する法律第 6 条第 2 項の
 規定による申出に係る建築
 物又は建築設備に応じ前号
 アからウまでに掲げる額を
 合計した額 を同時申請住戸
数で除して得た額

(139) の 13 長期優良住宅の普及の
 促進に関する法律第 8 条第 1 項
 の規定に基づく長期優良住宅建

築等計画の変更認定申請手数料

(既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 4 項第 3 項まで(同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合(同法第 5 条第 6 項第 6 号に定める事項を変更する場合及び同法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定による場合を除く。)で、かつ、同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。)は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額

を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数(次号から第 139 号の 14 の 2 までにおいて「既認定住戸数」という。)

で除して得た額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第 139 号の 14 の 2 までにおいて同じ。)

る。

ア 長期優良住宅新築基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき。	1 件につき	$\frac{4,000 \text{ 円}}{3,000 \text{ 円}}$
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	$\frac{7,500 \text{ 円}}{6,000 \text{ 円}}$
(ウ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	$\frac{12,500 \text{ 円}}{10,500 \text{ 円}}$
(エ) 同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$ 戸以下のとき。	同	$\frac{21,000 \text{ 円}}{15,500 \text{ 円}}$
(オ) 同 $\frac{26 \text{ 戸}}{31 \text{ 戸}}$ 以上 50 戸以下のとき。	同	$\frac{34,500 \text{ 円}}{29,000 \text{ 円}}$
(カ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	$\frac{60,000 \text{ 円}}{49,500 \text{ 円}}$
(キ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	$\frac{95,000 \text{ 円}}{80,000 \text{ 円}}$
(ク) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	$\frac{120,000 \text{ 円}}{100,000 \text{ 円}}$
(ケ) 同 301 戸以上		

	のとき。	同	130,000 円 105,000 円
イ	あらかじめ住宅の品質確保 の促進等に関する法律第 5 条 第 1 項の規定に基づく設計さ れた住宅に係る住宅性能評価 を受け、設計住宅性能評価書 の交付を受けた場合（アに掲 げる場合を除く。）		
(ア)	住戸の総数が 1 戸のとき	同	7,500 円
(イ)	同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	28,500 円
(ウ)	同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	46,000 円
(エ)	同 11 戸以上 30 戸以下のとき。	同	85,000 円
(オ)	同 31 戸以上 50 戸以下のとき。	同	150,000 円
(カ)	同 51 戸以上 10 0 戸以下のとき。	同	225,000 円
(キ)	同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	415,000 円
(ク)	同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	550,000 円
(ケ)	同 301 戸以上		

	<u>のとき。</u>	<u>同</u>	<u>700,000 円</u>
イ ウ	<u>ア</u> <u>及びイ</u> 以外の場合 (ア) から (ウ) まで省略)		
(エ)	同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$		
	$\frac{戸}{戸}$ 以下のとき。	同	170,000 円
(オ)	同 $\frac{26 戸}{31 戸}$ 以上 50		
	戸以下のとき。	同	300,000 円
	(カ) から (ク) まで省略)		
(ケ)	同 301 戸以上		
	のとき。	同	<u>1,650,000 円</u> <u>1,700,000 円</u>
(139) の 13 の 2	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から <u>第 5 項</u> <u>第 3 項</u> まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法 <u>第 5 条第 6 項第 6 号</u> <u>第 5 条第 4 項第 6 号</u> に定める事項を変更する場合及び同法第 9 条第 1 項 <u>又は第 3 項</u> の規定による場合を除く。）		
	で、かつ、同法第 8 条第 2 項に		

において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。) は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額 $\frac{\text{掲げる額}}{\text{を既認定住戸数で除して}}$ とする。
 $\frac{\text{得た額}}{\text{とする。}}$

ア 長期優良住宅増改築基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき。	同	$\frac{6,000 \text{ 円}}{4,500 \text{ 円}}$
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	$\frac{11,500 \text{ 円}}{9,000 \text{ 円}}$
(ウ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	$\frac{18,500 \text{ 円}}{16,000 \text{ 円}}$
(エ) 同 11 戸以上 $\frac{25}{30}$ 戸以下のとき。	同	$\frac{31,500 \text{ 円}}{23,000 \text{ 円}}$
(オ) 同 $\frac{26 \text{ 戸}}{31 \text{ 戸}}$ 以上 50 戸以下のとき。	同	$\frac{50,000 \text{ 円}}{43,500 \text{ 円}}$
(カ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	$\frac{85,000 \text{ 円}}{75,000 \text{ 円}}$

(キ) 同	101 戸以上		
	200 戸以下のとき。	同	$\frac{140,000 \text{ 円}}{125,000 \text{ 円}}$
(ク) 同	201 戸以上		
	300 戸以下のとき。	同	$\frac{180,000 \text{ 円}}{150,000 \text{ 円}}$
(ケ) 同	301 戸以上		
	のとき。	同	$\frac{195,000 \text{ 円}}{160,000 \text{ 円}}$
イ ア以外の場合			
(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき			
	。	同	$\frac{33,500 \text{ 円}}{34,000 \text{ 円}}$
(イ)省略)			
(ウ) 同	6 戸以上 10		
	戸以下のとき。	同	$\frac{125,000 \text{ 円}}{130,000 \text{ 円}}$
(エ) 同	11 戸以上 $\frac{25}{30}$		
	$\frac{\text{戸}}{\text{戸}}$ 以下のとき。	同	$\frac{250,000 \text{ 円}}{255,000 \text{ 円}}$
(オ) 同	$\frac{26 \text{ 戸}}{31 \text{ 戸}}$ 以上 50		
	戸以下のとき。	同	$\frac{450,000 \text{ 円}}{455,000 \text{ 円}}$
(カ) 同	51 戸以上 10		
	0 戸以下のとき。	同	$\frac{750,000 \text{ 円}}{800,000 \text{ 円}}$
(キ)から(ケ)まで省略)			

(139) の 14 長期優良住宅の普及の
 促進に関する法律第 8 条第 1 項
 の規定に基づく長期優良住宅建
 築等計画の変更認定申請手数料
 (既に長期優良住宅新築基準に
 適合することにより同法第 5 条

第 1 項から第 4 項
第 3 項まで（同法第
8 条第 2 項において準用する場
合を含む。）の規定に基づく認
定を受けた計画を変更する場合
で、かつ、同項において準用す
る同法第 6 条第 2 項の規定によ
る申出をする場合に限る。）は
、1 件につき建築物の住戸の総
数に応じ第 139 号の 13 ア 又はイ
からウ
までに掲げる額と同法第 8 条第
2 項において準用する同法第 6
条第 2 項の規定による申出に係
る建築物又は建築設備に応じ次
に掲げる額を合計した額 を既認
とする
定住戸数で除して得た額
。

（アからウまで省略）

(139) の 14 の 2 長期優良住宅の普
及の促進に関する法律第 8 条第
1 項の規定に基づく長期優良住
宅建築等計画の変更認定申請手
数料（既に長期優良住宅増改築
基準に適合することにより同法
第 5 条第 1 項から第 5 項
第 3 項まで（
同法第 8 条第 2 項において準用

する場合を含む。) の規定に基づき認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。
 。

1 件につき建築物の住戸の総数に応じ第 139 号の 13 の 2 ア又はイに掲げる額と長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ前号アからウまでに掲げる額を合計した額 $\frac{\text{を既認定住戸数で除して得た額}}{\text{を既認定住戸数で除して得た額}}$

(139) の 15 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく譲受人を決定した場合 又は同条第 3 項の規定に基づく管理者等が選任された場合 合における長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料
 (第 139 号の 16 省略)

1 件につき 2,100 円

(139) の 16 の 2 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第 18 条第

1 項の規定に基づく市街地の環

境の整備改善に資する住宅の容

積率の特例許可申請手数料

同

160,000 円

(139) の 17 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、同法附則第 6 条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物エ

エネルギー消費性能判定機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

(ア省略)

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分の場合(当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。)

(ア) 当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数(以下「同時申請住戸数」という。)が1戸のとき。

同

4,900円

((イ)から(ケ)まで、ウ及び第139号の18から第184号まで省略)